

○交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（通達）

〔 令和2年2月6日地甲達第10号
石川県警察本部長から警察署長あて 〕

対号1 平成27年2月23日付け地甲達第18号「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の改正について（通達）」

対号2 平成27年2月23日付け地甲達第19号「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」

交番・駐在所連絡協議会については、対号に基づいて推進してきたところであるが、今般、その内容の見直しを図り、別添のとおり推進することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号1、2は廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（署所在地及び庁舎所在地を含む。以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。
- 3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、所管区内の住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。
- 4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。
- 5 委員の任期はおおむね2年とし、警察署長が委員に対し委嘱状を交付して委嘱するものとする。
なお、再任を妨げないものとする。
- 6 警察署長は、委員が心身の故障等職務の執行ができないと認める場合又は委員として相応しくない非行等があると認めた場合は、委員の委嘱を解くことができるものとする。
- 7 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。
また、警察署長は、交番所長等を運営責任者として指定するものとする。
- 8 運営担当者は、随時委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。
- 9 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第4 単位連絡協議会

- 1 第3の1の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割し又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。
- 2 第3の2から9までの規定は、第4の1の連絡協議会について準用するものとする。

第5 職種等連絡協議会

- 1 職種、地区等に着眼して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3の1又は第4の1の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。
- 2 第3の2から9までの規定は、第5の1の連絡協議会について準用するものとする。この場合において、第3の3中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

第6 会議の開催

- 1 連絡協議会（第4の1又は第5の1に定める連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要な場合が生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、原則として警察署地域警察幹部が出席するとともに、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第7 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

第8 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次の点に配意して、真に実効が上がるよう努めるものとする。

- (1) 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- (2) 第8(1)に定めるもののほか、警察署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議に参加させ又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

- (3) 警察本部地域課は、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うものとする。

第9 報告

- 1 新たに連絡協議会を設置したときは、交番・駐在所連絡協議会設置報告（別記様式1）により、速やかに警察本部地域課を経由して本部長に報告すること。
- 2 連絡協議会を開催したときは、連絡協議会実施状況報告（別記様式2）により、警察本部地域課を経由して本部長に報告すること。
- 3 連絡協議会に関して、特異事項又は好事例があった場合は、その都度、連絡協議会特異事項・好事例報告（別記様式3）により、警察本部地域課を経由して本部長に報告すること。

附 則

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

石川県警察本部長 殿

警察署長

交番・駐在所連絡協議会設置報告

連絡協議会 名 称		
所管区名		
設置区域		
設置地域の 概 要		
運営責任者	職 名	氏 名
連絡協議会委員	職 名	氏 名

- 注1 名称は、連絡協議会の固有名称を記入すること。(例) ○○交番連絡協議会
 2 設置地域の概要は、連絡協議会を設置する地域の特徴を記入すること。
 3 委員の職名は、地域に関連する役職名を記入し、役職名がない者は職業を記入すること。

第 年 月 号 日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

連 絡 協 議 会 実 施 状 況 報 告

連絡協議会 名 称	連 絡 協 議 会					
実施日時	年 月 日 ()			自	時 分	
				至	時 分	
実施場所					実施区分	定期・臨時
従事警察官名	所管区員	地域幹部	他係幹部	出席委員名		
					委員総数	名中
協議事項及び対応状況						
効果等						
備考						

続用紙(第9の2)

協 議 事 項	対 応 状 況

第 年 月 号
日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

連絡協議会特異事項・好事例報告

連絡協議会 名 称	連 絡 協 議 会
表 題	
特 異 事 項 ・ 好 事 例 の 概 要	
備 考	